

第139回自賠責保険審議会一諮問

金 監 督 第 2 4 号

平成31年1月16日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金 融 庁 長 官 遠 藤 俊 英
(公印省略)

自動車損害賠償保障法第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済契約に係るものの一部を e-JIBAI システムを導入することに伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。

第139回自賠責保険審議会一答申

平成31年1月16日

金融庁長官 遠藤俊英 殿

自動車損害賠償責任保険審議会

会長 藤田友敬

(公印省略)

平成31年1月16日付金監督第24号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済契約に係るものの一部を e-JIBAI システムを導入することに伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、異議はない。